

本法人は、2025 年 3 月 21 日、理事会において、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本法人の基本方針を以下のとおり決定した。

2025 年 3 月 21 日

内部統制システム整備の基本方針

学校法人四国学院は、1949 年に米国南部長老派教会によって創立されたキリスト教主義を建学の精神とする高等教育機関である。今般、私立学校法が改正され、＜内部統制システム＞の整備と強化が要請されることを契機として、以下の理念をもとに基本方針を制定する

- i 建学の精神であるキリスト教主義に支えられた謙虚な誠実さにもとづく、自己点検による法人運営と教学運営をさらに強化する。
- ii コンパクト・キャンパスに適した合理性を重要視して、「形骸化」した制度を整備し、実質的な＜内部統制システム＞の構築と運営を目指す。

具体的な整備要綱は、以下のものとする。

1. 経営に関する管理体制

① 現行通り理事会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・寄附行為に従い、必要な事項については評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。

② 現行通り寄附行為並びに寄附行為施行細則に基づき、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会及び評議員会の運営を行う。

③ 職務分掌・決裁権限の明確化に関しては、現行の「四国学院組織規程」を見直し、一部改正する。

④ 理事会、評議員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、寄附行為及び改正「文書取扱規程」と改正「起案書規程」に基づき、適切に作成、保存及び管理する。

2. リスク管理に関する体制

- ① リスク管理に関し、体制及び「リスク管理規程」を整備し、役割権限、リスクの評価方法、リスク対応方法等を明確にする。
- ② 個人情報の保護に関しては、現行の3つの規程「学校法人四国学院における個人情報保護に関する規程」「特定個人情報取扱規程」「研究倫理規程」及び1つのガイドライン「実習における個人情報保護に関するガイドライン」の一部を改正する。
- ③ 事業活動に関するリスクについては、法令及び本法人の関係規程等に基づき、職務執行部署が自律的に管理することを基本とする。
- ④ 本法人の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。
- ⑤ 災害、事故その他の緊急時に備えては、現行の「危機管理基本規程」を維持する。
- ⑥ 研究活動のリスクについては、現行の「人を対象とする研究倫理基準」は、維持し、「研究倫理規程」は、一部改正する。
- ⑦ 理事会は、必要に応じて、業務執行に関するリスクを特定し、見直すとともに、リスク管理体制についても見直しを行う。

3. コンプライアンスに関する管理体制

- ① コンプライアンスに関しては、本学の場合、建学憲章にあるキリスト教主義と寄附行為ならびに、それに則った就業規則と関係諸規程が主軸である。
- ② 上記①に重複することは、不適切である。しかし、コンプライアンスの徹底のため、あらためて「コンプライアンス規程」を定める。
- ③ 法令・建学憲章、寄附行為、就業規則違反等の行為が発見された場合には、「コンプライアンス規程」等に従って、理事会において迅速に状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応する。

4. 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- ① 監事は、改正「学校法人四国学院 監事監査規程」に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。
- ② 監事は、理事会、評議員会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧、審査及び質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。
- ③ 監事は、理事会が決定する内部統制システムの整備について、その決議及び決定内容の適正性について監査を行う。

- ④ 監事は、重要な書類及び情報について、その整備・保存・管理及び開示の状況など、情報保存管理体制及び情報開示体制の監査を行う。
- ⑤ 監事の職務を補助するものとして、必要な場合、監事の求めに応じ、独立性を有する補助職員を配置する。
- ⑥ 上記⑤の状況においては、補助職員は、監事の指揮命令下で業務を行い、監事以外からの指揮命令を受けないものとし、当該補助職員の異動、人事評価及び懲戒等については、監事の意見を尊重する。
- ⑦ 上記⑤の状況においては、補助職員は、監事に同行して、理事会、評議員会等の重要な会議及び理事長との定期的な会合に陪席する。
- ⑧ 「学校法人四国学院公益通報等に関する規程」を一部改正し、理事及び職員が監事に報告をするための体制等を整備する。

5. 本方針の改廃

本方針に見直しの必要性が生じた場合は、理事会の決議により改正するものとする。